

埼玉県合気道連盟  
加盟規約

平成30年6月3日

埼玉県合気道連盟

# 埼玉県合気道連盟加盟規約

第1条 この規約は、「埼玉県合気道連盟規約」第23条に基づき、埼玉県合気道連盟（以下「本連盟」という。）に加盟しようとする団体又は道場（以下、「団体等」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条 本連盟に加盟しようとする団体等は、『合気道を通じ加盟団体相互の親睦を図ると共に、開祖の教えを守り、生命の尊さと人間性の尊厳を知り、健全なる精神と肉体を養い、合気道の普及発展、郷土の興隆に寄与することを目的とする』、との本連盟設立の趣旨を尊重するものとする。

第3条 本連盟に加盟しようとする団体等は、「公益財団法人合気会」に登録済みであり、かつその本拠は埼玉県内に置くものとする。

第4条 本連盟に加盟しようとする団体等は、当該団体等が活動する道場を置く市町村において、当連盟に加盟済みの団体等が存在する場合は、事前にその団体等の承認又は推薦を受けるものとする。

第5条 本連盟に加盟しようとする団体等は、その代表者により次の書類を提出するものとする。

- (1) 本連盟が別に定める「埼玉県合気道連盟加盟申請書」
- (2) 団体等の活動状況に関する資料
- (3) 市町村体育協会未加盟の場合は、市、町、村体育協会加盟申請書提出済み書類写し提出書類が協会に受理されない場合は、その理由を記載した連盟指定書類
- (4) その他本連盟が必要とし提出を求められた書類

第6条 本規約の改廃は理事会出席者の3分の2以上の同意による。

第7条 本規約の施行に関し必要な事項の細則は理事会で別に定める。

第8条 本規約は平成20年4月14日より実施する。

平成20年4月13日制定

平成30年6月3日改訂